



2022年5月23日

各位

会社名 戸田工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寶來 茂
(コード番号 4100 東証プライム)
問合せ先 経営企画室長 友川 淳
(TEL. 082-577-0055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第89期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業目的の記載を変更するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の改廃並びに相談役及び顧問の選解任について、現行定款第22条第2項及び第3項を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(火)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(火)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。
1. <u>顔料の製造、加工および販売</u>	1. <u>機能性顔料、電子素材の製造、売買および輸出入</u>
2. <u>磁性材料の製造、加工および販売</u>	2. <u>前号を応用、加工した各種製品の製造、売買および輸出入</u>
3. <u>その他の無機薬品の製造、加工および販売</u>	3. <u>前2号に関する装置の設計製作、売買および輸出入</u>
4. <u>環境保全設備の設計、施工および販売</u>	4. <u>産業廃棄物の処理およびその再生品の販売</u>
5. <u>記録媒体の製造、加工および販売</u>	5. <u>労働者派遣事業</u>
6. <u>土木工事、とび・土工工事、鋼構造物工事および舗装工事の請負、企画、設計、監理およびコンサルティング</u> (新 設)	6. <u>不動産の賃貸</u>
7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	7. <u>電気、蒸気、その他ユーティリティの供給および販売</u>
7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	8. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第13条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u>
	第13条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第18条 当社は取締役9名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任および解任の方法) 第19条 当社の取締役は、株主総会において選任し、または解任する。</p> <p style="margin-left: 40px;">2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役および監査役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第18条 当社は取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 9名以内を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">2. <u>当社は監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任および解任の方法) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、または解任する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">4. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p><u>2. 当会社は取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p><u>3. 当会社は取締役会の決議をもって相談役および顧問を各若干名置くことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>かつ、監査役が当該提案について異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 取締役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した取締役ならびに<u>監査役は記名押印する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第25条 取締役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した取締役は記名押印する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等ある者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第27条</u> 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(定員)</u></p> <p><u>第28条</u> 当社は監査役4名以内を置く。</p> <p><u>(選任および解任の方法)</u></p> <p><u>第29条</u> 当社の監査役は、株主総会において選任し、または解任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>4. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。但し、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第31条</u> <u>監査役会は、監査役会の決議により常勤監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第32条</u> <u>監査役会を招集するには、会日から3日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(決議方法)</u></p> <p><u>第33条</u> <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第34条</u> <u>監査役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役は記名押印する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第35条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p><u>第28条</u> 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第29条</u> 監査等委員会は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会)</p> <p><u>第30条</u> 監査等委員会を招集するには、会日から3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した監査等委員は記名押印する。</p>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(会計監査人の設置)	(会計監査人の設置)
第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(選任)	(選任)
第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>36</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
(会計監査人の責任免除)	(会計監査人の責任免除)
第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
(剰余金の配当等に関する決定機関)	(剰余金の配当等に関する決定機関)
第 <u>43</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(配当金等の除斥期間)	(配当金等の除斥期間)
第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>41</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	附則
(新 設)	(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)
	第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、 <u>第89期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

現行定款	変更案
(新 設)	<p data-bbox="826 188 1331 219"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 226 1410 577"><u>第2条</u> 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="890 584 1410 815">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="890 822 1410 976">3. 本附則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上